

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

実施方針

2023年12月

町 田 市

目 次

第 1 章	特定事業の選定に関する事項	1
第 1 節	事業内容に関する事項	1
1.	事業名称	1
2.	公共施設等の管理者の名称	1
3.	事業の対象施設	1
4.	本事業の目的	2
5.	本事業のコンセプト	3
6.	本事業の内容	3
7.	本事業（BTO 方式）の対象範囲	5
8.	民間収益事業	6
9.	事業者の収入等	7
10.	光熱水費、通信費等の負担	8
11.	事業スケジュール（予定）	8
12.	地域経済の活性化	9
13.	実施方針の変更	9
14.	遵守すべき法制度等	9
第 2 節	特定事業の選定及び公表に関する事項	9
1.	基本的考え方	9
2.	特定事業選定の手順	9
3.	選定結果の公表	9
第 2 章	事業者の募集及び選定に関する事項	10
第 1 節	募集及び選定方法	10
1.	総則	10
2.	市内事業者の受注機会の増大	10
第 2 節	募集及び選定の手順	10
1.	募集及び選定スケジュール（予定）	10
2.	事業者の募集手続等	11
3.	優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表	14
4.	本事業の実施に関する協定等	14
第 3 節	応募者の備えるべき参加資格要件	15
1.	応募者の構成等	15
2.	業務実施企業の参加資格要件	16
3.	応募者の制限	18
4.	SPC の設立等	20

5.	参加資格要件の確認基準日	20
6.	応募者の変更	20
第4節	提案書類の取扱い	20
1.	著作権	20
2.	特許権等	20
第5節	審査及び選定に関する事項	21
1.	提案等の審査	21
2.	選考委員会の設置	21
第3章	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	22
第1節	責任分担に関する基本的な考え方	22
第2節	予想されるリスクと責任分担	22
第3節	リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	22
第4節	市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	22
1.	提供されるサービスの水準	22
2.	モニタリングの実施	22
3.	モニタリングの時期	23
4.	モニタリングの方法	23
5.	モニタリングの結果	23
第5節	事業者によるセルフモニタリング	23
第4章	敷地及び施設要件に関する事項	24
第1節	敷地に関する事項	24
第2節	施設要件	24
第5章	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
第6章	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	26
第1節	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	26
第2節	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	26
第3節	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	26

第4節	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	26
第5節	金融機関等と市の協議.....	27
第7章	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
第1節	法制上及び税制上の措置	28
第2節	財政上及び金融上の支援	28
第3節	その他支援に関する事項	28
第8章	その他特定事業の実施に関する必要な事項.....	29
第1節	本事業において使用する言語.....	29
第2節	議会の議決.....	29
第3節	応募に伴う費用負担	29
第4節	情報公開及び情報提供.....	29
第5節	本事業に関する問合せ先.....	29
添付資料 1	町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業参加希望市内事業者リスト登録・公開手続実施要領	
添付資料 2	リスク分担表	
様式 1	説明会申込書	
様式 2	実施方針等に関する質問及び意見書	
様式 3	個別対話参加申込書及び個別対話の議題	
様式 4	閲覧資料貸出申込書兼誓約書	

第1章 特定事業の選定に関する事項

第1節 事業内容に関する事項

1. 事業名称

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

2. 公共施設等の管理者の名称

町田市長 石坂 丈一

3. 事業の対象施設

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業（以下「本事業」という。）で対象とする施設は、以下の(1)及び(2)に掲げるものとする。なお、(1)は新設、(2)は解体・撤去する。

(1) （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設（以下「本施設」という。）【新設】

1) 公共施設等

ア 公共施設

- i) 教育センター
- ii) 子ども発達センター
- iii) 子ども家庭支援センター
- iv) 保健センター
- v) 休日・準夜急患こどもクリニック
- vi) サポートセンターまちだ
- vii) 木曽地区協議会
- viii) 東京都立児童相談所（以下「児童相談所」という。） ※誘致中

イ 外構

ウ 駐車場（公用）

エ 駐輪場

2) 民間施設等

ア 民間施設

イ 外構

ウ 駐車場

(2) 町田市教育センター（以下「既存教育センター」という。）【解体・撤去】

4. 本事業の目的

町田市（以下「市」という。）では、多くの公共施設が更新の時期を迎えるにあたり、健全に維持・管理できるように、施設の総量を減らしつつもサービスの質を向上させ、将来につながる「公共空間・公共施設のより良いかたち」を目指し、公共施設マネジメントに取り組んでいる。本事業においても、市の公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、新たな魅力の創出、地域の価値向上、費用削減の実現を目指す。

また、「まちだ未来づくりビジョン2040」では、子育て世帯をはじめ周囲や地域の人たちみんなで楽しく子育てができるまちの姿や、大人と子どもが共に成長し、まちづくりに取り組んでいけるようなまちの姿を目指している。子どもを取り巻く状況や課題が複雑化・多様化している中で、市としても、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けることができる拠点として本施設を整備することで、より一層の支援の充実を図る。

さらに、新たな都立児童相談所が町田市に設置されるという東京都の素案を受け、市としては、本施設への設置を積極的に働きかけている。本施設の各機能と児童相談所との連携を深め、市の子ども・子育て施策のさらなる推進を図る。

また、本施設の計画地を含む境川団地地区は、「町田市境川団地地区 まちづくり構想」において、「多様な人が集い、地域の魅力を育むまちづくり」を目標に掲げ、まちづくりの方向性を「①便利で賑わいのあるまち」、「②安心して暮らせるまち」、「③楽しく交流できるまち」、「④身近な自然を活かしたまち」としている。本事業においても、まちづくりの目標・方向性を踏まえ、子育て世帯だけではなく、広く人々が集まりコミュニケーションや憩いの場となる、地域に開かれた日常的に使える心地よい居場所となる施設を目指す。

地区の中心に、子ども・子育てに関する様々な公共サービスを提供する拠点と、地域の利便性や教育に対する付加価値を創出できる民間サービスを導入することで、多様な人々の交流による賑わいと地域の魅力づくりの核となる施設を目指す。

これらの市の目指す姿について、市と民間事業者（以下「事業者」という。）のコラボレーションにより、互いのノウハウ等を活用し、効率的・効果的に実現することを目的とする。

5. 本事業のコンセプト

「子ども・子育て支援を切れ目なく受けることができる施設」

- ・母子保健機能と子ども・子育てに関する支援機能を複合化することで、「こども家庭センター」に対応することに加えて、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けることができる拠点を指す。
- ・児童発達支援機能と教育支援機能を複合化することで、幼児期から学齢期まで切れ目のないサポートを受けることができるなど、子どもの発達や子育て・教育上の課題に対する総合的支援体制の一層の充実につなげる。
- ・子育て世帯の交流が自然と生まれる施設を目指す。

「地域に開かれた日常的に使える心地よい居場所」

- ・子育て世帯など、目的があって施設を訪れる方だけではなく、地域にお住まいの高齢者など、様々な市民が気軽に立ち寄って時間を過ごせるような施設を目指す。
- ・境川や河川沿いの緑地帯、そして、境川団地や住宅などの周辺環境と調和し、かつ、地域の象徴（シンボル）となる施設を目指す。
- ・広い敷地を活かし、地域の利便性や教育に対する付加価値を創出できる民間サービスの誘致を図る。

6. 本事業の内容

(1) 事業方式

事業者は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）」に基づき、公共施設等の管理者である市が事業者と締結する本事業（BTO方式）に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、既存教育センターの解体撤去を含む公共施設等の施設整備（設計、建設等）を行った後、市に所有権を移転し、事業契約により締結された契約書（以下「事業契約書」という。）に定める事業期間の終了までの間、維持管理及び運営業務を行う方式（BTO方式）により実施する。

また、事業者は、民間収益事業として、敷地に係る公共施設等で使用しない容積（以下「未利用容積」という。）を活用し、地域の利便性や教育に対する付加価値の創出に資する機能を有する民間施設を公共施設と合築して整備し、運営する。

なお、本事業の事業構成は表 1-1 に示すとおりである。また、本事業の概念図を図 1-1 に示す。

表 1-1 本事業の事業構成

既存教育センター【解体・撤去】				本事業 (BTO方式)	本事業
本施設 【新設】	公共施設等	公共施設	教育センター		
			子ども発達センター		
			子ども家庭支援センター		
			保健センター		
			休日・準夜急患こどもクリニック		
			サポートセンターまちだ		
			木曾地区協議会		
			児童相談所		
			外構		
			駐車場(公用)		
駐輪場					
民間施設等	民間施設	民間施設	民間収益事業		
		外構			
		駐車場			

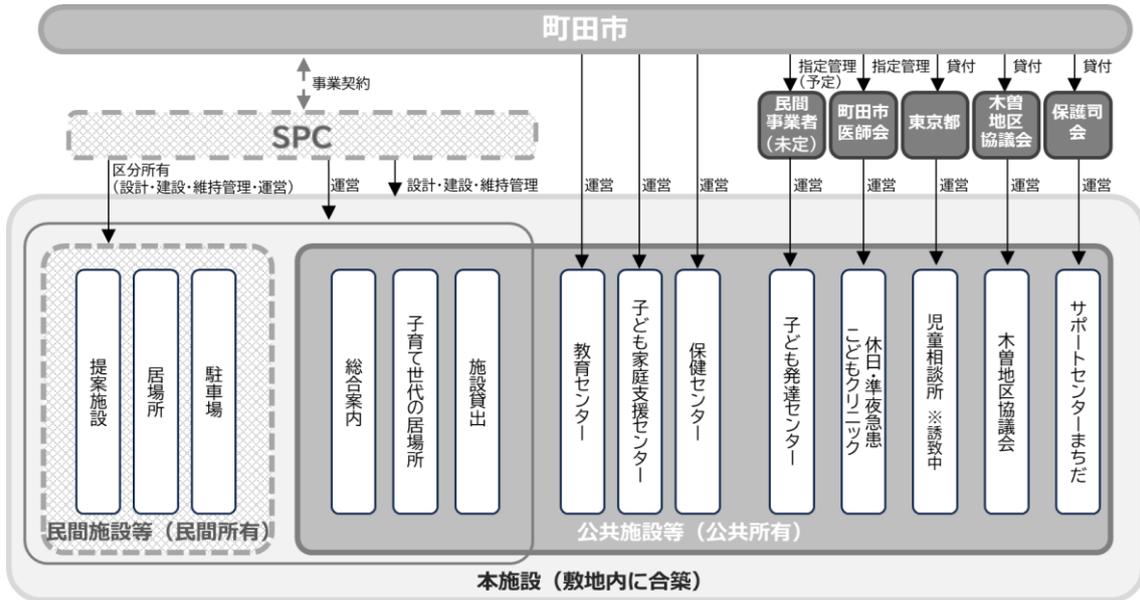


図 1-1 本事業の概念図

(2) 事業期間

本事業（BTO方式）の事業期間は、事業契約締結日から2044年3月末日までとする。

民間施設等に係る賃貸借期間は、公正証書締結日から事業者の提案による日まで（50年未満）とし、民間施設等の建設工事期間を含むものとする。ただし、本事業（BTO方式）の事業期間終了時点（2044年3月末日）までを下限とする。なお、民間施設等における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。

(3) 事業期間終了時の措置

1) 公共施設等

本事業（BTO方式）の事業期間の終了後に、事業者は、要求水準書等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

2) 民間施設等

民間施設等における賃貸借期間終了後の措置は、事業者の提案とする。ただし、市の追加負担が生じないことを前提とし、民間施設等の取扱いについては、賃貸借期間終了日の2年前までに市と協議を行うこと。

7. 本事業（BTO方式）の対象範囲

本事業（BTO方式）の対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計業務

- i) 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査等）
- ii) 設計業務
- iii) 電波障害調査業務
- iv) 本事業に伴う各種申請等の業務
- v) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- i) 既存教育センターの解体・撤去業務
- ii) 建設業務
- iii) 工事監理業務
- iv) 什器・備品等の調達及び設置業務
- v) 近隣対応・対策業務
- vi) 電波障害対策業務
- vii) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 維持管理業務

- i) 建築物保守管理業務
- ii) 建築設備保守管理業務
- iii) 外構維持管理業務
- iv) 環境衛生・清掃業務
- v) 警備保安業務
- vi) 修繕業務（大規模修繕は除く）
- vii) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(4) 運營業務

- i) 総合案内業務
- ii) 子育て世代の居場所の提供・運營業務（※1）
- iii) 施設貸出業務（※2）
- iv) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※1 「子育て世代の居場所の提供・運營業務」とは、子育て世代の市民が気軽に立ち寄り、交流しながら安心して時間を過ごせるようなスペースを提供し、子育てに関する簡易な相談の対応及び情報の提供を行う業務である。

※2 「施設貸出業務」とは、公共施設内の多目的ホール、会議室（特大・大）における施設貸出を行う業務である。

8. 民間収益事業

事業者は、公共施設の用途又は目的を妨げない範囲において、未利用容積を活用し、地域の利便性や教育に対する付加価値の創出に資する機能を有する民間施設を公共施設と合築して整備し、運営すること。

(1) 必須事業（居場所事業）

事業者は、民間収益事業のひとつとして、子育て世帯など、目的があつて施設を訪れる市民だけではなく、地域にお住まいの高齢者など、様々な市民が気軽に立ち寄つて時間を過ごせるようなスペースを提供するものとする。

居場所事業の実施条件は、募集要項等において示す。

(2) 必須事業（駐車場事業）

事業者は、80台分の駐車場を確保することを条件に、民間収益事業のひとつとして駐車場事業を行うものとする。

駐車場事業の実施条件は、募集要項等において示す。

(3) 提案施設

事業者は、必須事業とは別に、地域の利便性や教育に対する付加価値の創出に資する機能を有する提案施設を整備し、運営すること。

9. 事業者の収入等

(1) 市からのサービス対価

市からのサービス対価は、次のとおりとする。

1) 設計・建設・工事監理業務の対価

公共施設等の設計・建設・工事監理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定めるとおり、国庫補助金及び市が借入する地方債に相当する金額を施設引渡し時に一括して支払い、その残額を引渡し後から本事業（BTO方式）の事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

2) 維持管理業務の対価

公共施設等の維持管理業務に係るサービス対価について、事業契約書に定める額を、施設引渡し後から本事業（BTO方式）の事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

3) 運営業務の対価

公共施設等の運営業務に係るサービス対価について、事業契約書に定める額を、施設引渡し後から本事業（BTO方式）の事業期間終了時までの間、定期的に支払う。

(2) 民間収益事業による収入及び負担

民間収益事業による売上等は、事業者の収入とすることができる。

事業者が実施する民間施設等の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営は、全て事業者の負担で実施するものとする。

事業者は、事業用定期借地権設定契約に基づき、民間施設等の整備、運営に係る土地の借地料を、市に納付する。

なお、民間施設等に係る土地の貸付条件については、以下のとおりとする。

- i) 財産区分：行政財産
- ii) 形態：事業用定期借地権設定契約（借地借家法（平成3年法律第90号）第23条）

- iii) 賃貸借期間：事業者の提案によるもの（50年未満）とし、民間施設等の建設工事期間を含むものとする。ただし、本事業（BTO方式）の事業期間終了時点（2044年3月末日）までを下限する。なお、民間施設等における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。
- iv) 借地料：事業者の提案によるものとし、市が提示する基準借地料年額以上とすること。また、借地料の改定については、社会経済情勢等を考慮して、原則として3年ごと（固定資産税評価額の評価替えごと）に、協議して決定するものとする。
- v) 借地料の支払い方法：借地料の支払いは、土地引渡し時点から行うものとし、それ以降は、毎年4月に市が定める方法により当該年度分の借地料を支払うものとする。
- vi) 賃貸借期間終了時の取扱い：「第1章第1節6(3) 2) 民間施設等」のとおりとする。

10. 光熱水費、通信費等の負担

本事業において、公共施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て市が負担する。民間施設等に係る光熱水費及び通信費等は、全て事業者が負担する。

11. 事業スケジュール（予定）

(1) 公共施設等

事業契約成立日	2025年3月
事業期間	事業契約締結日～2044年3月
設計・建設期間	事業契約締結日～2028年12月
維持管理期間	施設引渡し後～2044年3月
供用開始日	2029年4月

※公共施設の引渡し以降から供用開始までの間に、市は公共施設に係る引越し及び供用開始準備を行う予定である。

(2) 民間施設等

民間施設等に係る賃貸借期間等を以下に示す。

公正証書締結日	事業者の提案による。ただし、民間施設等の建設工事着手日以前とする。
賃貸借期間開始日	公正証書締結日
供用開始日	事業者の提案による。ただし、駐車場の供用開始日は、公共施設の供用開始日より以前で、事業者の提案によるものとする。
賃貸借期間終了日	公正証書締結日から50年未満で、事業者の提案による。ただし、本事業（BTO方式）の事業期間終了時点（2044年

	<p>3月末日)までを下限する。 なお、民間施設等における事業終了後の措置として、民間施設等を解体・撤去する場合は、解体・撤去工事期間を含むものとする。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------

12. 地域経済の活性化

事業者は、本事業が地域経済の活性化に資するものとなるよう、地域住民の積極的な雇用や、市内事業者との連携に努めるものとする。

13. 実施方針の変更

市は、実施方針公表後における事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を市ホームページにおいて公表する。

14. 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関連する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守しなければならない。

第2節 特定事業の選定及び公表に関する事項

1. 基本的考え方

市が本事業を PFI 方式で実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ事業期間を通じて市の財政支出の縮減が期待できる場合、又は、市の財政支出が同一の水準である場合において公共サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業として選定する。

2. 特定事業選定の手順

市の財政支出見込み額の算定にあたっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

3. 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、市ホームページ等を用いて速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないこととした場合にも、同様に公表する。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 募集及び選定方法

1. 総則

本事業では、設計、建設、工事監理、維持管理、運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。このことから、事業者の選定方法は、サービスの対価の額に加え、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力及び事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2. 市内事業者の受注機会の増大

市は、町田市産業振興基本条例第4条第5項に基づき、市内事業者が本事業の業務を受注する機会の増大に努めるため、本事業に参加を希望する市内事業者を広く募集し、参加を希望する市内事業者に関する情報（事業者名、連絡先、参画希望業務等）の登録を受け付け、その情報を「参加希望市内事業者リスト」として公開することにより、市内事業者を含んだ応募者構成とすることや、本事業契約を締結した事業者が契約後に市内事業者と連携して本事業を推進することを促す。

事業者の選定にあたっては、応募者に市内事業者とどのように連携して事業を推進するかについて提案書に記載を求め、その内容を評価する。なお、連携する市内事業者はリストに掲載された事業者に限らない。

参加希望市内事業者の情報の登録方法や公開方法は、本章における「第2節 2(1) 参加希望市内事業者リストへの登録及び公開方法」を参照すること。

第2節 募集及び選定の手順

1. 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
2023年12月1日（金）	実施方針等の公表
2023年12月14日（木）	実施方針等に関する説明会の開催
2023年12月18日（月）	実施方針等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切
2024年1月 11日（木）・12日（金）	実施方針等に関する個別対話の実施
2024年1月中旬	実施方針等に関する第1回質問回答の公表
2024年1月下旬	実施方針等に関する個別対話結果の公表

日 程	内 容
2024年2月16日(金)	実施方針等に関する第2回質問の受付締切
2024年3月中旬	実施方針等に関する第2回質問回答の公表
2024年3月下旬	特定事業の選定及び公表
2024年4月上旬	募集要項等の公表
2024年4月中旬	募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催
2024年4月下旬	募集要項等に関する第1回質問及び個別対話参加申込みの受付締切
2024年5月中旬	募集要項等に関する第1回個別対話
2024年5月下旬	募集要項等に関する第1回質問回答の公表
2024年6月上旬	募集要項等に関する個別対話結果の公表
2024年6月中旬	募集要項等に関する第2回質問受付締切
2024年7月上旬	募集要項等に関する第2回質問回答の公表
2024年7月上旬	参加表明書及び資格審査書類の受付締切
2024年7月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話参加申込みの受付締切
2024年7月下旬	募集要項等に関する第2回個別対話
2024年8月中旬	募集要項等に関する第2回個別対話結果の公表
2024年9月下旬	事業提案書の受付締切
2024年11月中旬	事業提案書のプレゼンテーション審査
2024年11月下旬	優先交渉権者、次点候補者の決定及び公表
2024年12月下旬	基本協定の締結
2025年1月頃	仮事業契約の締結、 民間収益事業に係る基本協定の締結
2025年3月頃	本契約の締結(市議会の議決)
事業者の提案による	事業用定期借地権設定契約の締結

2. 事業者の募集手続等

(1) 参加希望市内事業者リストへの登録及び公開方法

本事業に参加を希望する市内事業者の「参加希望市内事業者リスト(以下「市内事業者リスト」という。)への登録方法や公開は「添付資料1 町田市(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業参加希望市内事業者リスト登録・公開手続実施要領」を参照すること。

市内事業者が本事業に参加するに当たり、この市内事業者リストに登録することは義務ではなく、市内事業者リストに登録した後に本事業へ参加しないことも認める。

なお、市内事業者リストに登録することが本事業の参加に関して有利となるものではない。

(2) 実施方針等に関する説明会

市は、本事業への参加を予定している者に対し、説明会を以下のとおり実施する。

- i) 実施日時：2023年12月14日(木)10時～11時

- ii) 実施場所：町田市役所及びWEB会議システム（ZOOM）
- iii) 参加人数：町田市役所での参加人数は1事業者につき1名とする。
- iv) 受付期間・方法：「説明会申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、2023年12月11日（月）午後5時までに、第8章第5節に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。参加方法等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。

(3) 資料の閲覧

要求水準書（案）の閲覧資料の閲覧を、以下のとおり行う。閲覧を希望するものは、事前に第8章第5節に記載の問合せ先に連絡すること。

- i) 閲覧期間：実施方針の公表の日～2024年9月下旬頃（土日祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- ii) 閲覧場所：第8章第5節に記載の問合せ先
- iii) 資料の貸出：CDにて貸出す。希望者は、「閲覧資料貸出申込書兼誓約書」（様式4）を提出すること。

(4) 実施方針等に関する第1回質問及び意見の受付

市は、実施方針等に関する第1回質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- i) 受付期間：実施方針公表の日～2023年12月18日（月）
- ii) 受付方法：「実施方針等に関する質問及び意見書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8章第5節に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。

(5) 実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答

市は、実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答を2024年1月中旬頃までに市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

(6) 実施方針等に関する個別対話

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や募集要項等に反映することを目的として、市と事業者との個別対話を実施する。

- i) 開催日時：2024年1月11日（木）・12日（金）
- ii) 開催場所：町田市役所

- iii) 参加資格：本事業への参加を予定している事業者とし、参加人数は現地参加を3名以内とする。なお、応募グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の現地参加人数は合計で6名以内とする。
- iv) 受付期間・方法：「個別対話参加申込書及び個別対話の議題」（様式3）に必要事項を記載の上、2023年12月18日（月）午後5時までに、第8章第5節に記載の問合せ先にEメールにより提出すること。開催場所と日時の確定等については、参加申込のあった者全てに個別に連絡する。
- v) 位置づけ等：個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、2024年1月下旬頃までに市ホームページにおいて公表する。

(7) 実施方針等に関する第2回質問及び意見の受付

市は、実施方針等に関する第2回質問及び意見を以下のとおり受け付ける。

- i) 受付期間：実施方針等に関する第1回質問及び意見への回答公表の日～2024年2月16日（金）
- ii) 受付方法：「実施方針等に関する質問及び意見書」（様式2）に必要事項を記載の上、第8章第5節に記載の問合せ先に、Eメールにより提出すること。

(8) 実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答

市は、実施方針等に関する第2回質問及び意見への回答を特定事業の選定時までに市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問及び意見への回答は、質問者及び意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者及び意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き公表する。

(9) 特定事業の選定及び公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見を踏まえ、特定事業の選定を行い、2024年3月末に、市ホームページ上で公表する。

(10) 募集要項等に関する現地説明会・既存施設見学会の開催

市は、特定事業の選定を踏まえ、2024年4月上旬頃に、募集要項等を市ホームページにおいて公表する。また、市は、本事業への参加を予定している者に対し、現地説

明会及び既存施設見学会を実施する。実施内容の詳細については、募集要項等において示す。

(11) 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- i) 受付期間：(第1回) 募集要項等公表の日～2024年4月下旬頃まで
(第2回) 募集要項等に関する第1回質問及び意見への回答公表の日～2024年6月中旬頃まで
- ii) 受付方法：第8章第5節に記載の問合せ先に、Eメールにより提出すること。質問への回答の公表方法については、募集要項等において示す。

(12) 募集要項等に関する個別対話

募集要項等に関する第1回個別対話を2024年5月中旬頃、第2回個別対話を2024年7月下旬頃に実施予定である。実施内容の詳細については、募集要項等において示す。

(13) 参加表明書及び資格審査書類の受付

本事業への参加表明書及び資格審査書類を2024年7月上旬に受け付ける。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(14) 提案に係る書類の受付

資格審査通過者に対し、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書類を2024年9月下旬までに提出するよう求める。

提案書提出場所及び提案に必要な書類は、募集要項等において示す。

3. 優先交渉権者及び次点候補者の決定並びに審査結果の公表

市は、選考委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点候補者を決定し、優先交渉権者及び次点候補者の代表企業に通知する。

審査の結果及び評価は、市ホームページにおいて公表する。

4. 本事業の実施に関する協定等

市は、PFI法に定める手続に準じて本事業を実施するため、以下(1) (2) の協定等を締結する。なお、詳細については公告(本公募)時に示す。また、民間収益事業にあつては、以下(3) (4) の協定等を締結する。

(1) 基本協定

市と優先交渉権者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。
この基本協定の締結により、優先交渉権者を選定事業予定者とする。

(2) 事業契約

市は、選定事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）との間で、基本協定の定めるところにより、本事業（BTO方式）を実施するために必要な一切の事項を定めた仮事業契約（事業契約書、要求水準書及び事業者が提案した事業内容をその内容として含む。）を締結し、町田市議会の議決を経たときに、本契約として成立する。事業者は、当該事業契約に基づいて本事業を実施するものとする。

(3) 民間収益事業に係る基本協定

市と優先交渉権者は、事業者が民間収益事業を実施するに当たり必要な基本的事項を定めた民間収益事業に係る基本協定を締結する。

(4) 事業用定期借地権設定契約

市は、民間施設等の建設工事着工までに、SPCとの間で、民間収益事業に係る基本協定の定めるところにより、事業用定期借地権設定契約（借地借家法（平成3年法律第90号第23条）を締結する。

第3節 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

- (1) 本事業の応募者は、公共施設の設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、維持管理業務を行う者、運営業務を行う者、民間収益事業を行う者等により構成されるグループとする。同一の者が複数の業務を兼ねて行うことを妨げない。
- (2) 応募者を構成する者のうち、「第2章第3節4 SPCの設立等」に示すSPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「構成員」、構成員以外の者で、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。応募者を構成する者は、参加表明書提出時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- (3) 応募者は、参加表明書提出時に構成員のなかから「代表企業」を定め、必ず当該代表企業が応募手続を行うこと。
- (4) グループの構成員は、他のグループの構成員になることはできない。また、グ

ループの構成員と資本関係及び人的関係にある者は、他のグループの構成員として参加することはできない。なお、資本関係及び人的関係にある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）又は子会社の一方が更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項の規定による更生会社をいう。以下、同じ。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）
- ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する者。ただし、i)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号の規定による再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- i) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ii) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任されたものをいう。）を現に兼ねている場合
- iii) その他事業者選定手続の適正さが阻害されると認められる場合

ウ その他 ア 又はイ と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

2. 業務実施企業の参加資格要件

(1) 設計業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、設計業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも 1 者が全ての要件を満たし、以下に示す i)、ii)及び iii)の要件については、全ての事業者がそれぞれ全て満たすこと。

- i) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ii) 参加表明書の受付締切日から提出書類（事業提案書）の提出締切日まで
の間において、建築士法第 26 条第 2 項の規定による監督処分を受けていないこと。
- iii) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。

- iv) 2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積7,000㎡以上の公共施設の実施設設計実績を有していること。

(2) 建設業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、建設業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者が全ての要件を満たし、以下に示すi)、ii)、iii)及びvi)の要件については、全ての事業者がそれぞれ全て満たすこと。

- i) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。
- ii) 参加表明書の受付締切日から提出書類（事業提案書）の提出締切日までの間において、建設業法第28条の規定による監督処分を受けていないこと。
- iii) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築工事」であること。
- iv) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、建築一式工事の総合点数が1,150点以上であること。総合点数については、最新のものに限る。
- v) 2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積7,000㎡以上の公共施設の施工を履行した実績を有していること。
- vi) 配置技術者は、参加表明書提出の日以前から設計者と直接的雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を管理技術者として配置できること。
- vii) 工事監理業務を行う者と、同一企業又は資本面若しくは人事面において関連がないこと。

(3) 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を複数の事業者で実施する場合は、少なくとも1者が全ての要件を満たし、以下に示す(1) i)、(1) ii)及び(1) iii)の要件については、全ての事業者がそれぞれ全て満たすこと。

- i) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ii) 参加表明書の受付締切日から提出書類（事業提案書）の提出締切日までの間において、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと。

- iii) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があり、申請業種が「建築設計」であること。
- iv) 2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積7,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有していること。
- v) 建設業務を行う者と、同一企業又は資本面若しくは人事面において関連がないこと。

(4) 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。

- i) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。
- ii) 2014年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に、国、地方公共団体が発注した延床面積3,000㎡以上の公共施設の維持管理実績を有していること。

(5) 運営業務を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。

- i) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。

(6) 民間収益事業を行う者

次に掲げる要件を満たすこと。

- i) 参加表明時点で、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて市に登録があること。
- ii) 事業提案内容と同等の各業務実績を有すること。

3. 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更

生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。

- (5) 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- (7) 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、町田市から指名停止の措置を受けている者。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- (9) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ）。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 竹澤建築設計工房
 - ・ 永井公認会計士事務所
- (10) 選考委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者。選考委員会の委員は、募集要項等において示す。なお、募集要項等公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者も応募者となることはできない。
- (11) 法人税、事業税、消費税、地方消費税、及び町田市内に本店、支店を置く企業においては市税を滞納している者。
- (12) 応募者のいずれかで、他の応募者として参加している者。また、応募者のいずれかで、他の応募者と資本面又は人事面において関連がある者。ただし、市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の応募者が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能である。
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条

第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

4. SPCの設立等

応募者は、本事業の事業者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施するSPCを町田市内に設立すること。なお、公共施設内に設立することは不可だが、民間施設内に設置することは問わないものとする。

また、応募者の構成員はSPCに出資することとする。構成員のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすることとし、構成員の出資比率の合計は、全体の50%を超えることとする。

SPCの株式については、原則として、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができない。

5. 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、優先交渉権者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、応募者が参加資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないことがある。

6. 応募者の変更

参加表明書の提出後は、応募者の構成を変更又は追加することを原則として認めないものとする。ただし、優先交渉権者決定の日までの間に、やむを得ない事情により応募者の構成を変更又は追加する必要がある場合、市が承諾した場合に限り、これを認めるが、この場合であっても代表企業の変更は認めないものとする。

第4節 提案書類の取扱い

1. 著作権

応募者から提出された事業提案書について、その著作権は事業者に属するものとする。

市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合、事業提案書の全部又は一部を無償で利用することができるものとする。また、事業者から提出される事業提案書その他の書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

2. 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するこ

ととしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

選定終了後、提出書類の返却は行わない。

第5節 審査及び選定に関する事項

1. 提案等の審査

事業者の選定は、資格審査及び提案審査により行う。提案審査では、性能、提案価格の審査を行う。

各審査の主な内容は、次のとおりとする。

資格審査	応募者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務の提案に関する審査 運營業務の提案に関する審査 民間収益事業に関する審査 応募者独自の提案に関する審査 提案価格に関する審査

2. 選考委員会の設置

事業者の選定に当たり、市に学識経験者等で構成する「町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は、事業者選定基準や募集要項等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、応募者から提出された提案の審査を行う。

なお、選考委員会の委員の構成については、募集要項等において示す。

第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

第1節 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

第2節 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担の考え方は、添付資料 2 に示す「リスク分担表」のとおりである。具体的内容については、事業者からの意見を踏まえた上で、募集要項等のなかで改めて提示する。

第3節 リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市及び事業者のいずれかの責めに帰するリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその帰責者が全額負担することとする。

また、いずれの責めにも帰さないリスクが顕在化した場合に生じる費用については、市と事業者が分担して負担することとし、その負担方法については事業契約書（案）を前提とし、詳細については公告（本公募）時に示す。

なお、市及び事業者は、いかなる場合でも、費用の増加、サービス提供の遅延、サービス水準の低下等を最小限に留めるよう相互に協力し、努力するものとする。

第4節 市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

1. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書において示す。

2. モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、市でモニタリングを行う。

3. モニタリングの時期

市が行うモニタリングは、設計時、建設時、維持管理、運営時の各段階において実施する。

4. モニタリングの方法

モニタリングは、市が提示した方法にしたがって市が実施する。事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

5. モニタリングの結果

モニタリングの結果、事業者の実施する業務の内容が、要求水準書等に定められた要求水準を満たしていないことが判明した場合、市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、改善勧告、サービス対価の支払延期や減額、債務不履行による損害賠償請求、契約解除等の必要な措置を講ずる。

事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。なお、減額等の考え方等は、募集要項等において示す。

第5節 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、本事業で実施する全ての業務の実施状況について、セルフモニタリングを実施するとともに、本事業の事業効果に関する達成状況等の検証を行い、その結果を市に報告するものとする。

第4章 敷地及び施設要件に関する事項

第1節 敷地に関する事項

敷地の前提条件は、次のとおりである。

表 4-1 敷地概要

住所	町田市木曾東 3-1-3
面積	約 13,783 m ²
所有者	町田市
接道状況	北側：市道忠生 697 号 幅員約 8m 西側：市道町田 437 号 幅員約 16m 南側：市道忠生 17 号 幅員約 16m
用途地域	第二種住居地域（用途地域図）
建ぺい率	60%
容積率	200%
高度地区	31m 第二種高度地区
日影規制	高さ：H=4m 日影時間：4、2.5 時間
道路斜線	勾配 1.25
隣地斜線	立上り 20m + 勾配 1.25
防火地区	準防火地域
地区計画	境川団地地区地区計画（センター北地区） ・センター北地区 ・壁面後退：道路境界から 1m ・環境緑地：敷地東側住宅エリアとの境界で 1m
インフラ状況等	給水：北側道路 φ100 西側道路 φ300 南側道路 φ300 下水：北側道路 φ250 西側道路 φ1100 南側道路 φ250 都市ガス：北側道路 φ100（低圧） 西側道路 φ150（中圧） φ200（低圧） 南側道路 φ150（中圧） φ200（低圧） 電気：北側、西側、南側側道路架空
ハザードマップ	境川氾濫想定区域内：3.0m～5.0m

第2節 施設要件

本事業に関して事業者が提供すべきサービスの項目と達成水準は、要求水準書において提示する。

第5章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置に従うこととする。

また、事業契約に関する紛争（裁判所の調停手続を含む）については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

第1節 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

第2節 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第3節 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
- (2) 前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

第4節 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議を行うものとする。
- (2) 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、市又は事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- (3) 前号の規定により又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約の定めるところに従うものとする。

- (4) 不可抗力の定義については、募集要項等公表時に示す。

第5節 金融機関等と市の協議

- (1) 市は、選定事業者に資金供給を行う金融機関等と一定の重要事項について、本事業が適正に遂行されるよう協議を行い、直接協定を結ぶことができる。

第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1節 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

第2節 財政上及び金融上の支援

施設整備に係る交付金が市に支給される場合には、これを市が事業者を支払う代金の一部に充当する。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこととする。

第3節 その他支援に関する事項

事業実施に必要な許認可等に関し、市は、必要に応じて協力を行う。法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行う。

第8章 その他特定事業の実施に関する必要な事項

第1節 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とする。

第2節 議会の議決

市は、債務負担行為の設定については令和6年第1回町田市議会定例会に、事業契約の締結については令和7年第1回町田市議会定例会に上程する予定である。

第3節 応募に伴う費用負担

参加表明書及び事業提案書の作成・提出等、応募者の応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

第4節 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

第5節 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

町田市 政策経営部 企画政策課

住 所：〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

電 話：042-724-2103

E-mail：mcity2980@city.machida.tokyo.jp

町田市ホームページアドレス

<https://www.city.machida.tokyo.jp/>